

災害復旧工事での監視人、誘導員を配置すべき作業等

配置すべき人	該当箇所	準拠条文
監視人	停電作業を行う場合	安衛則 3 3 9
	特別高圧活線近接作業を行う場合	安衛則 3 4 5
	架空電線等に近接した場所で工作物を建設等する場合	安衛則 3 4 9
	3 m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則 5 3 6
	酸素欠乏危険場所における作業	酸欠則 1 3
誘導者	路肩・傾斜地等で車両系荷役運搬機が転倒・転落するおそれのある場合	安衛則 1 5 1 の 6
	車両系荷役運搬機等又はその荷に接触する危険のある場合	安衛則 1 5 1 の 7
	路肩・傾斜地等で車両系建設機械が転倒・転落するおそれのある場合	安衛則 1 5 7
	車両系建設機械に接触する危険のある場合	安衛則 1 5 8
	高所作業車走行時の作業床に登場したまま走行させる場合	安衛則 1 9 4 の 2 0
	明り掘削で運搬機械等が後進で作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき	安衛則 3 6 5
	ずい道建設で運搬機械等が後進で作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき	安衛則 3 8 8